

水銀に関する水俣条約発効に関連する輸出承認証の有効期限の取扱いについて  
(お知らせ)

平成 27 年 11 月 11 日  
経 済 産 業 省  
貿 易 審 査 課

平成 27 年 11 月 11 付けで、「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について(通達)」を定め、当省ウェブサイト上でこれを公表しました。特定水銀及び特定水銀化合物(下記 1 参照)の輸出に際しては、水銀に関する水俣条約(以下「水俣条約」という。)の発効日以降、同通達の要件を満たす必要がありますが、現時点で同条約の発効日は未定であり、同通達に基づく手続きの開始日は未定です。

特定水銀及び特定水銀化合物の輸出については、水俣条約が発効するまでの間、従来どおり、輸出入貿易管理令別表 2 の 3 5 の 3 の項(化学物質の輸出承認について)に基づく申請により輸出承認証を発行しますが、下記 2 の承認条件により、同条約の発効日以降は同承認証を使用することができません。なお、水俣条約の発効日が確定した日以降に発行する輸出承認証については、下記 2 の承認条件を付さず、有効期限を同条約発効日の前日までとして発行します。

記

1 特定水銀及び特定水銀化合物

特定水銀
水銀と他の物質との混合物(水銀の合金を含む。)であって、水銀の濃度が全重量の 95 パーセント以上であるものを含む。

特定水銀化合物
(1) 塩化第一水銀(塩化第一水銀以外の物と混合している場合は、塩化第一水銀の含有量が全重量の 95 パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)
(2) 酸化第二水銀(酸化第二水銀以外の物と混合している場合は、酸化第二水銀の含有量が全重量の 95 パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)
(3) 硫酸第二水銀(硫酸第二水銀以外の物と混合している場合は、硫酸第二水銀の含有量が全重量の 95 パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)
(4) 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物(硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物以外の物と混合している場合は、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の 95 パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)
(5) 硫化水銀(辰砂に含まれるものを含み、硫化水銀以外の物と混合している場合(辰砂に含まれる場合を除く。))は、硫化水銀の含有量が全重量の 95 パーセント以上である混合物に含まれるものに限る。)

2 承認条件(注:水俣条約の発効日が未定の場合に下記条件を付します。)

「水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日以降、本輸出承認証は失効するものとする。」

3 問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課化学品班 (tel : 03-3501-1659)

以上